

中津市告示第290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の変更に係る図書を縦覧に供する。

令和6年11月8日

中津市長 奥塚正典



1. 都市計画の種類及び名称
種類：中津都市計画用途地域

2. 都市計画の変更に係る事項
中津都市計画用途地域の一部を次のように変更する。

種類	新			旧			備考 変更の 概要
	面積	容積率	建蔽率	面積	容積率	建蔽率	
第一種低層 住居専用地域	約 251.9ha	10/10 以下	5/10 以下	約 251.9ha	10/10 以下	5/10 以下	
	約 212.1ha	10/10 以下	6/10 以下	約 212.1ha	10/10 以下	6/10 以下	
小計	約 464.0ha			約 464.0ha			
第二種低層 住居専用地域	—	—	—	—	—	—	
第一種中高層 住居専用地域	約 475.8ha	20/10 以下	6/10 以下	約 481.5ha	20/10 以下	6/10 以下	約 5.7ha 減
第二種中高層 住居専用地域	約 57.4ha	20/10 以下	6/10 以下	約 63.5ha	20/10 以下	6/10 以下	約 6.1ha 減
第一種住居 地	約 669.4ha	20/10 以下	6/10 以下	約 677.5ha	20/10 以下	6/10 以下	約 8.1ha 減
第二種住居 地	約 10.3ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 10.3ha 増
準住居 地	約 22.9ha	20/10 以下	6/10 以下	約 15.4ha	20/10 以下	6/10 以下	約 7.5ha 増
近隣商業 地	約 45.6ha	20/10 以下	8/10 以下	約 43.5ha	20/10 以下	8/10 以下	約 2.1ha 増
商業地域	約 97.5ha	40/10 以下	8/10 以下	約 97.5ha	40/10 以下	8/10 以下	
準工業地域	約 290.3ha	20/10 以下	6/10 以下	約 290.3ha	20/10 以下	6/10 以下	
工業地域	約 519.4ha	20/10 以下	6/10 以下	約 519.4ha	20/10 以下	6/10 以下	
工業専用地域	—	—	—	—	—	—	
合計	約 2652.6ha			約 2,652.6ha			

「区域は別図のとおり」

3. 縦覧場所
中津市豊田町14番地3
中津市役所 建設部 まちづくり推進課

（「別図」は省略し、都市計画の変更の縦覧場所に図書を据え置いて縦覧に供する）

